

千葉県福祉人材確保・定着推進方針

(令和7年度～令和11年度)

令和7年5月

千葉県

目 次

I	方針の策定に当たって	1
1	方針策定の趣旨	1
2	方針の位置付け	1
3	方針期間	1
II	福祉・介護人材の現状	2
1	人口の推移	2
(1)	これまでの実績	2
(2)	今後の推計	2
2	福祉・介護人材を取り巻く状況	3
(1)	各分野を通じた状況	3
(2)	分野ごとの状況	10
III	本方針の目指す方向性	14
IV	取組方針	15
1	人材の確保	15
(1)	福祉・介護職に関する理解の促進	15
(2)	多様な人材の参入促進	17
(3)	外国人介護人材の活用	21
2	人材の育成	22
(1)	福祉・介護関係の資格取得支援	22
(2)	福祉・介護職員のキャリアアップ等支援	23
3	人材の定着	26
(1)	福祉・介護現場における業務改善	26
(2)	福祉・介護現場における働きやすい環境整備	28
(3)	福祉・介護職員の処遇改善・事業者の経営改善	29
V	方針の推進体制	31

I 方針の策定に当たって

1 方針策定の趣旨

本県では、少子高齢化の急速な進展に伴い、喫緊の課題となっている福祉・介護人材の確保・定着に係る部局横断的な対策を講じるため、平成20年9月に「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」を設置しました。

また、平成26年3月に策定した、福祉・介護人材の確保・定着に向けた総合的な指針「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」（平成26年度～平成30年度）の期間満了に伴い、令和2年3月に令和元年度から令和5年度を対象期間とする方針を策定し、県内の関係団体等と連携・協働して、全県的な取組を実施してきました。

この間、介護職員数は着実に増加していますが、介護ニーズの急激な増大により、福祉・介護分野の人材不足は依然として深刻な状況にあり、また、コロナ禍により、福祉・介護分野の職業が社会的に重要な役割を担っており、人材確保に向けた継続的な取組の必要性が再認識されました。

そこで、同方針の見直しを行うとともに、国の動向や状況変化等を踏まえ、業務改善等の視点も含めた新たな「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」を策定しました。

2 方針の位置付け

福祉3分野（高齢者福祉、障害福祉、児童福祉）の「千葉県高齢者保健福祉計画」・「千葉県障害者計画」・「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」の各計画で掲げる「人材の確保・定着」について、総合的かつ一体的に福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を検討し、実施していくために、施策の方向性を示すものです。

3 方針期間

本方針は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を方針期間とします。

Ⅱ 福祉・介護人材の現状

1 人口の推移

(1) これまでの実績

令和2年の国勢調査によると、本県の人口は628万4千人であり、全国第6位の人口規模となっています。

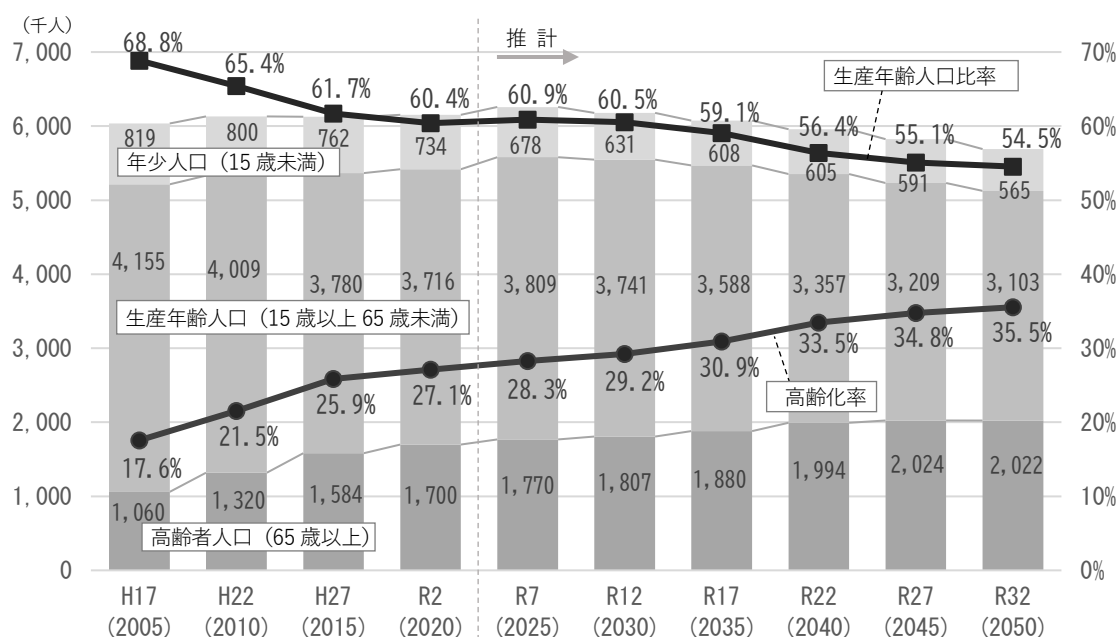
年齢階級別では、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成27年の158万4千人から令和2年には170万人と、5年間で約1.1倍（11万6千人増）になっています。一方で、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は減少傾向にあり、平成27年の378万人から令和2年は371万6千人と6万4千人減少しています。

また、総人口に占める年齢階級別の割合を見ると、高齢者人口は平成27年の25.9%から令和2年は27.1%に上昇している一方で、生産年齢人口は平成27年の61.7%から令和2年は60.4%に低下しています。

(2) 今後の推計

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によると、令和2年以降、千葉県は総人口は減少し、生産年齢人口も減少していく一方で、高齢者人口は増加していく見込みとなっています。その結果、本県の高齢化率は、令和17年に3割を超え、その後も上昇を続け、少子高齢化が一層進展していくことが予測されます。

図1 人口の推移（千葉県）



(資料) H17(2005)～R2(2020)：総務省「国勢調査」実績値（年齢不詳を除く）

（不詳補完後のR2(2020)高齢化率は27.6%）

R7(2025)～R32(2050)：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

2 福祉・介護人材を取り巻く状況

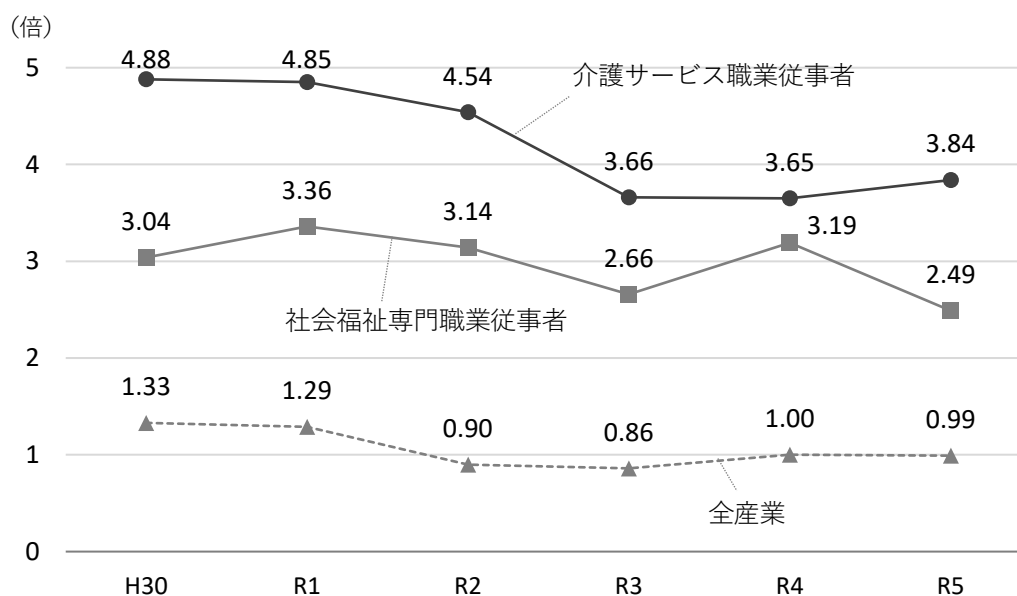
(1) 各分野を通じた状況

○ 有効求人倍率

本県の有効求人倍率は、福祉・介護分野及び全産業ともにコロナ禍からの回復や省力化投資による機械化等の理由により概ね低下傾向にあります。

福祉・介護分野と全産業の乖離幅は令和元年度と比較して縮小していますが、令和5年度は、「介護サービス職業従事者」が3.84倍、障害福祉・児童福祉の分野を含む「社会福祉専門職業従事者」が2.49倍と、全産業の0.99倍を大きく上回っており、福祉分野の人材不足は深刻な状況となっています。

図2-1-1 有効求人倍率（千葉県）



(資料) 厚生労働省「職業安定業務統計」

○ 介護職員の処遇

介護職員の処遇については、介護報酬の改定や処遇改善加算の充実等により徐々に改善しており、厚生労働省の「介護従業者処遇状況等調査」によると、令和4年には、有資格者の平均月給が32万円を超えました。

一方、介護福祉士等の資格を持たない者を含む介護職員全体では、依然として他産業の平均より低い賃金水準となっています。

なお、令和6年6月には介護職員のベースアップにつながるよう、処遇改善に係る加算の一本化と加算率の引上げが行われています。

図 2-1-2 有資格介護職員の平均給与額（常勤月給・全国）

（単位：千円）

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
有資格介護職員（平均）	302.5	318.2	319.5	320.5
介護福祉士	313.6	329.3	328.7	331.1
社会福祉士	336.6	353.0	363.5	350.1
介護支援専門員	351.5	368.0	362.3	376.8
実務者研修	288.9	303.2	307.3	302.4
初任者研修	285.8	301.2	300.5	300.2

（資料）厚生労働省「介護従事者処遇状況等調査」

R1～R3：加算Ⅰ～Ⅴ取得事業所、R4～R5：介護職員処遇改善支援補助金取得事業所

（注）基本給のほか、諸手当や賞与も含む。

図 2-1-3 介護職員・全産業平均給与額（月給・全国）

（単位：千円）

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
介護職員	244.5	252.3	250.6	257.5	263.6
全産業（平均）	338.0	330.6	334.8	340.1	346.7
差	▲93.5	▲78.3	▲84.2	▲82.6	▲83.1

（資料）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）賞与は除く。

令和 2 年から医療機関における介護従事者追加

○ 介護職員及び事業所の意識

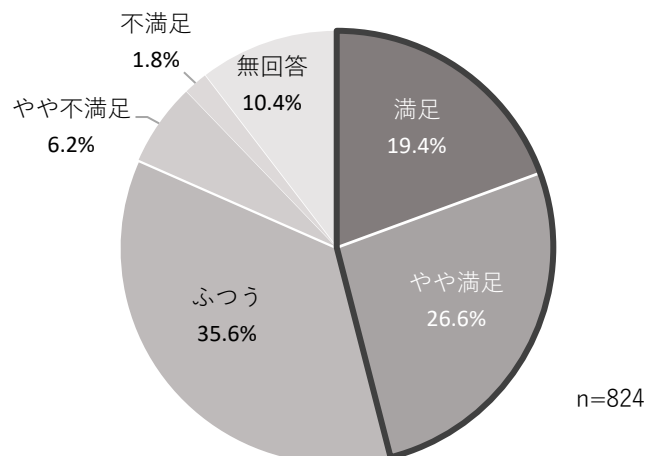
介護職については、職員の負担軽減に資する介護ロボットや I C T 機器等も徐々に普及が進むなど、職場環境の改善が図られています。

公益財団法人介護労働安定センターの「令和 5 年度介護労働実態調査」によると、介護職員の 4 6. 0 % が「仕事内容・やりがい」について満足（満足及びやや満足）と回答し、5 7. 6 % が「今の仕事（職種）を続けたい」と回答しており、概ね半数の職員が介護職にやりがいを持って業務に当たっていることがうかがえます。

また、千葉県福祉人材センターの「令和 5 年度介護人材確保・定着に関する法人調査」によると、介護事業所が介護人材の充足に向けて今後取り組みたいこと、引き続き実践したいこととしては、「指導体制、研修体制の充実」「資格取得支援の充実」

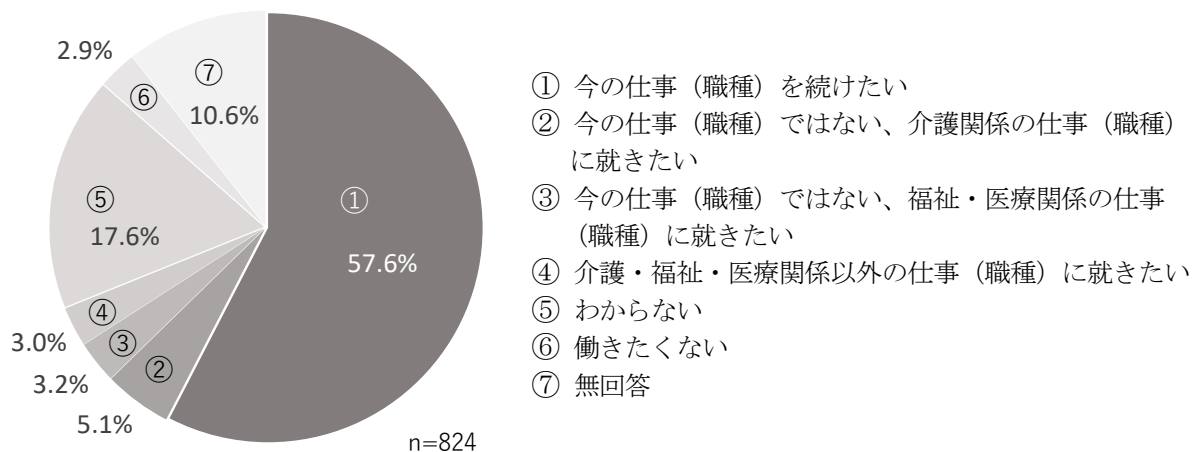
「介護職員特定処遇改善加算の活用」「外国人介護人材の活用」の順に割合が高くなっています。

図 2－1－4 仕事内容・やりがいについての満足度（介護職員・千葉県）



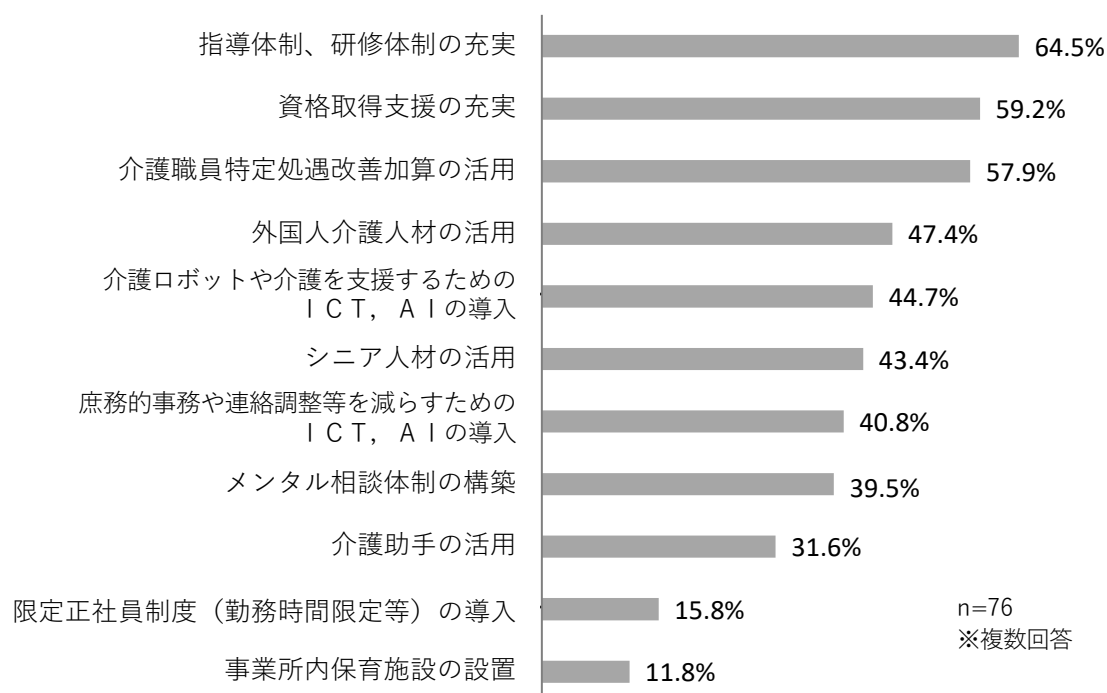
（資料）公益財団法人介護労働安定センター「令和5年度介護労働実態調査」

図 2－1－5 介護分野での仕事の継続意向（介護職員・千葉県）



（資料）公益財団法人介護労働安定センター「令和5年度介護労働実態調査」

図 2-1-6 介護人材の充足に向けて今後取り組みたいこと、引き続き実践したいこと（事業所）



（資料）千葉県福祉人材センター「令和 5 年度介護人材確保・定着に関する法人調査」

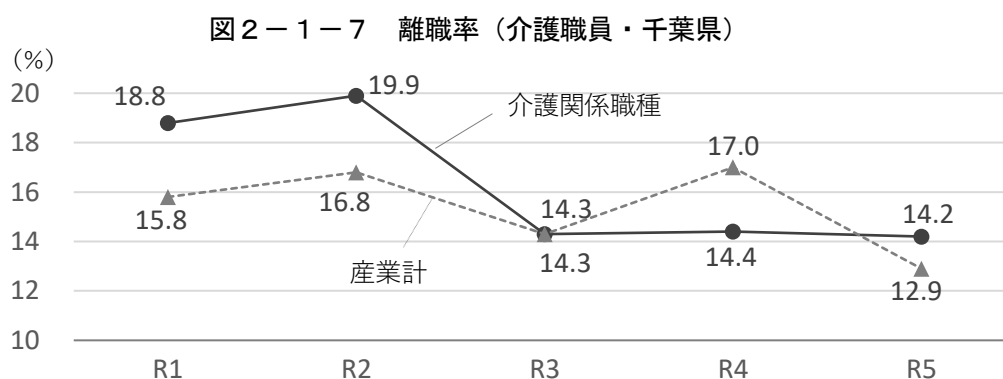
（注）一部抜粋

○ 介護職員の離職率・再就職率

介護職員の離職率は、令和元年度の 18.8% から令和 5 年度は 14.2% と低下傾向にありますが、全産業の離職率より依然として高くなっています。

「令和 5 年度介護労働実態調査」によると、前職（介護関係の仕事）を辞めた理由として、「職場の人間関係」が 37.4% と最も高くなっており、その他「法人や施設等の理念や運営への不満」、「他に良い仕事・職場があった」の順に挙げられています。

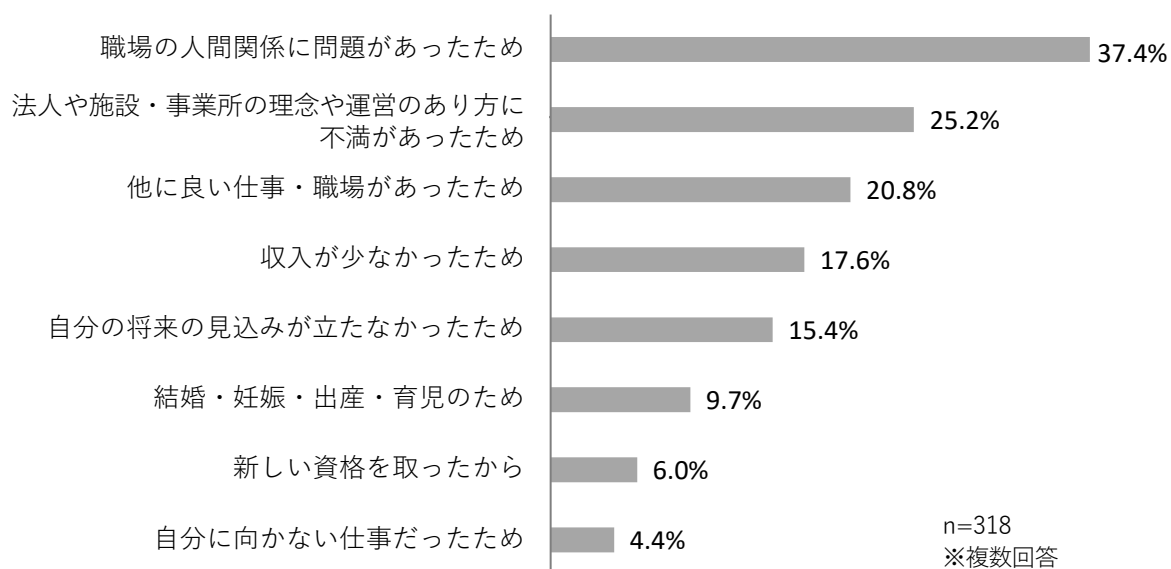
なお、介護職離職者の介護分野への再就職率は、令和元年度の 34.1% から令和 5 年度は 50.3% と、増加傾向にあり、職場への不満等により退職しても、一定数の方は介護の仕事自体にやりがい・魅力を感じ、介護分野への再就職者が増えているものと思われます。



（資料）厚生労働省「雇用動向調査」[産業計]

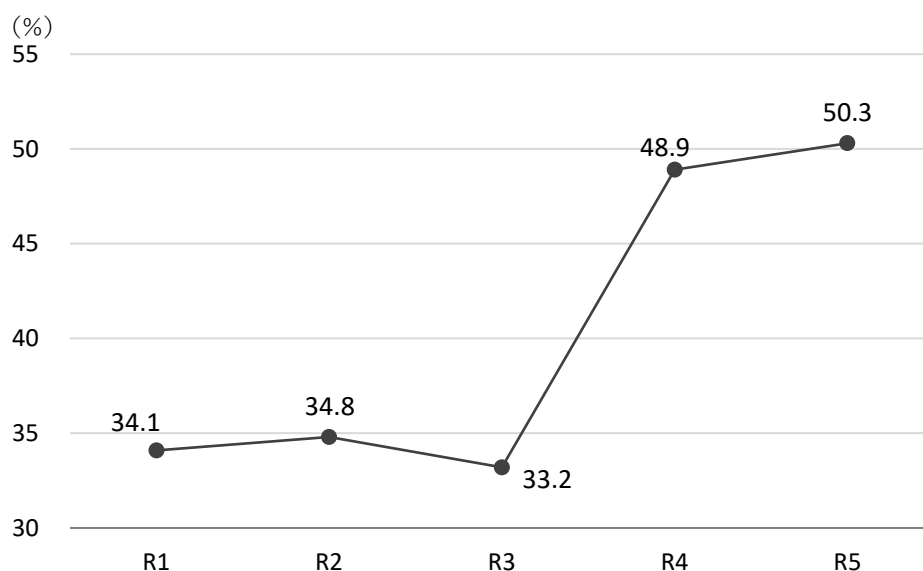
公益財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査」[介護関係職種]

図 2-1-8 前職（介護関係の仕事）を辞めた理由（介護職員・千葉県）



（資料）公益財団法人介護労働安定センター「令和5年度介護労働実態調査」
（注）一部抜粋

図 2-1-9 離職者のうち介護分野への再就職率（介護職員・千葉県）



（資料）公益財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査」

○ 外国人介護人材の活用

介護人材の確保においては、国内人材の確保対策を充実・強化していくことを基本とする一方で、国においては、外国人材の活用に向けた制度の整備・拡充が行われています。

平成20年度に「経済連携協定（EPA）」に基づく介護福祉士候補者の受入が開始され、平成29年9月には、日本の介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の資格を取得した者を対象とする在留資格「介護」が創設、平成29年11月には、「技能実習制度」に介護職種が追加されました。そして、平成31年4月には、一定の専門性・技能を有し即戦力となる者を対象とする在留資格「特定技能」が創設され、現在、外国人介護人材は、4ルートからの受入が可能となっています。

なお、今後技能実習制度に代わり、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として、「育成就労」が創設されることが決定し、令和9年までに施行される予定です。

図2-1-10 在留資格別外国人数（千葉県）

（単位：人）

在留資格	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
在留資格「介護」	30	79	156	322	491	654	771
特定技能1号「介護」	-	3	39	275	719	1,308	1,626

（資料）在留資格「介護」：住民登録人数（出入国在留管理庁「在留外国人統計」）
 特定技能「介護」：住民登録人数（出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」）
 ※ 各年12月末現在

（単位：件）

在留資格	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
技能実習	69	403	576	327	394	548

（資料）各年度の県内事業所技能実習計画認定件数（外国人技能実習機構「業務統計」）

（単位：人）

在留資格	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
特定活動（EPA）	47	36	39	42	26	29

（資料）各年度の県内事業所新規受入れ人数（厚生労働省提供資料）

○ 業務改善に向けた取組

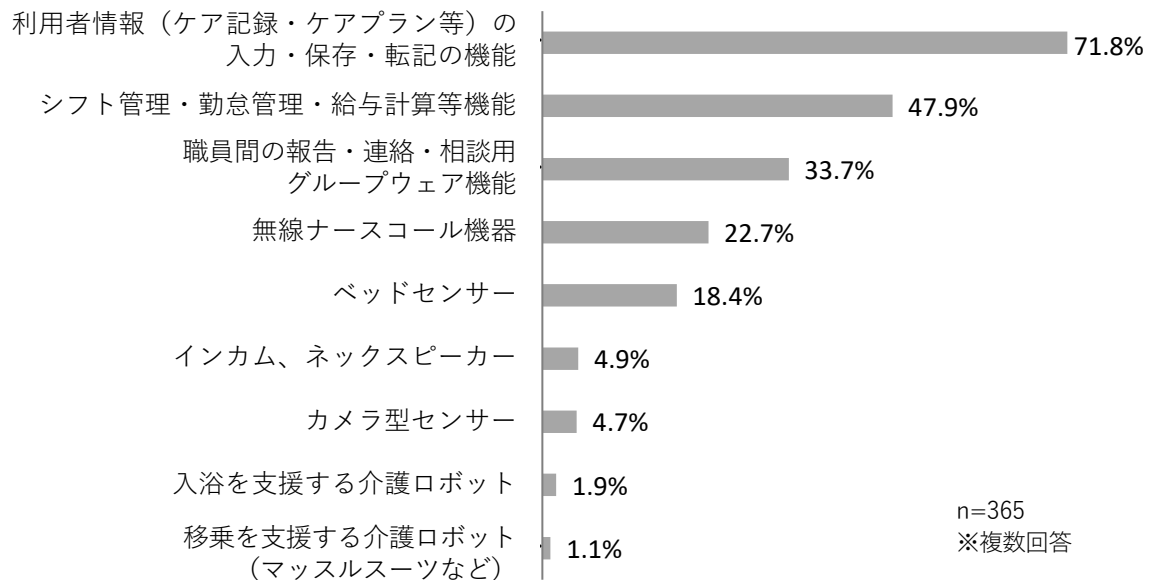
介護・障害分野においては、人材不足の状況が続き、限られた人員でサービスの質を維持・向上させるための取組が強く求められています。

国においては、業務の効率化や職場環境の改善により、サービスの質の向上並びに職員の離職防止及び定着促進を図るという「業務改善」に係るさまざまな制度の整備・拡充が行われています。

なお、本県においては、事業所におけるロボットやICT導入等に係る費用の補助を行うとともに、令和6年4月に介護事業者向けの総合相談センターを開設し、ワンストップ型の支援を行うなど、現場の業務改善を推進しています。

図2-1-1-1

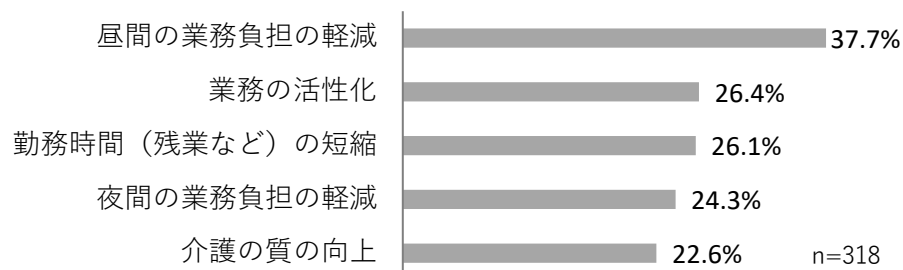
介護ロボット、ICT機器等の導入・利用状況（日常的に利用しているもの）（千葉県）



（資料）公益財団法人介護労働安定センター「令和5年度介護労働実態調査」

（注）一部抜粋

図2-1-1-2 介護ロボット、ICT機器等の導入効果（千葉県）



（資料）公益財団法人介護労働安定センター「令和5年度介護労働実態調査」

（注）「効果があった」「やや効果があった」の割合の合計

(2) 分野ごとの状況

○ 高齢者福祉

本県の介護職員数は、平成30年度の85,135人から令和5年度には90,024人となっており、着実に増加しています。

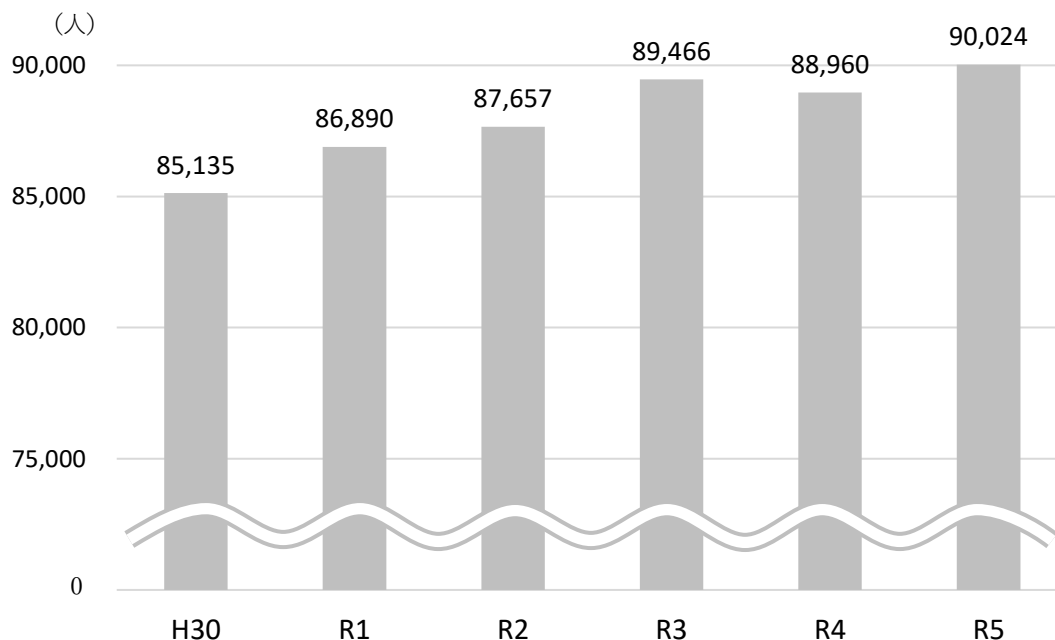
一方で、厚生労働省が公表した介護人材の需給推計（第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数）によると、令和8年度には、本県の介護職員数は、10,846人が不足すると見込まれています。

これは、高齢化の急速な進展に伴う、介護サービスの大幅な需要増加に対して、介護職員数の増加が見合っておらず需給ギャップが生じることが予測されるためです。

本県における令和5年度の第1号被保険者（65歳以上の高齢者）のうち、要介護又は要支援の認定を受けた者（要介護等認定者）は、約31万人で、平成29年度の約25万7千人と比較し、1.2倍となっています。また、第1号被保険者のうち要介護等認定者が占める割合（認定率）も年々増加しています。

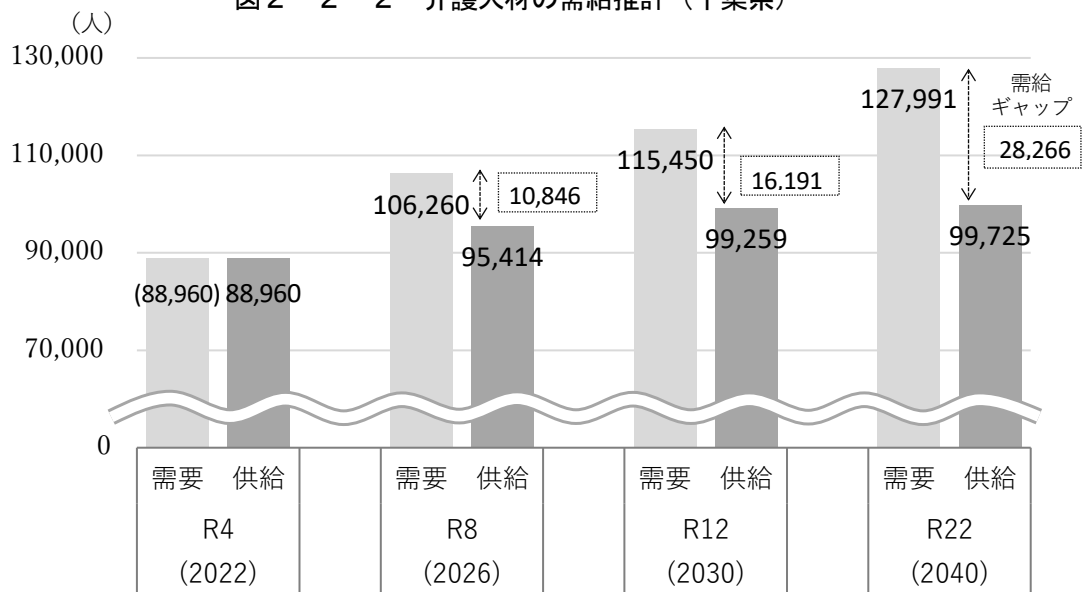
介護サービスに対する著しい需要の伸びに応じて介護サービス事業所や訪問介護事業所数も増加する中、今後更に労働力需要が高まっていくことが予想されており、将来的な需給ギャップの軽減・解消とともに職員の質の向上にも取り組んでいく必要があります。

図2-2-1 介護職員数（千葉県）



（資料）厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

図 2-2-2 介護人材の需給推計（千葉県）

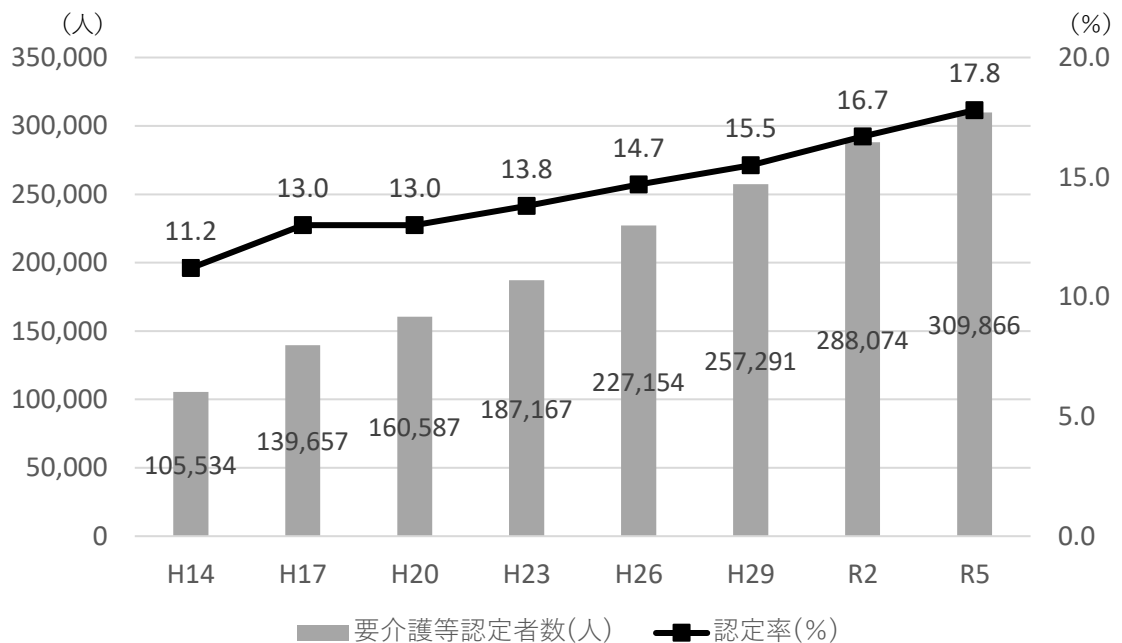


(資料) 第9期介護保険事業計画に基づく推計

需要：介護サービス見込量をもとに推計

供給：現在の離職率、入職者数、離職者のうち介護職への再就業の割合等を勘案して推計

図 2-2-3 第1号被保険者のうち要介護等認定者数（千葉県）



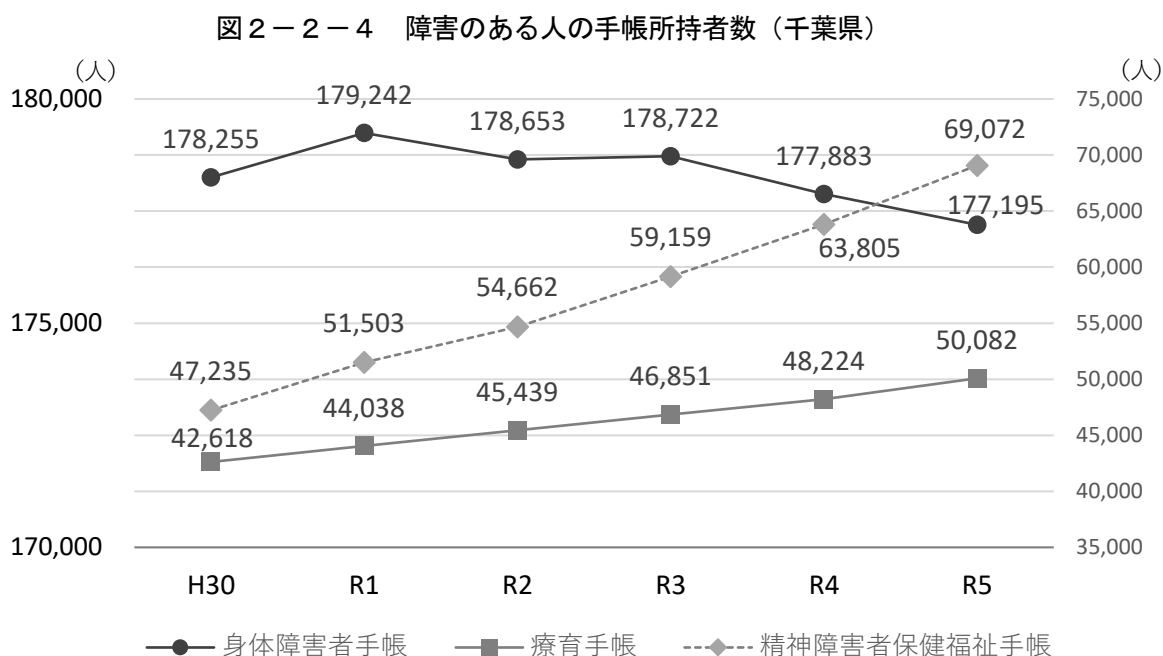
(資料) 介護保険事業状況報告

○ 障害福祉

本県の障害のある人（障害者手帳所持者数）は、近年、身体障害は減少傾向の一方、知的障害・精神障害はともに増加傾向にあり、令和５年度末時点で、身体障害は１７７，１９５人、知的障害は５０，０８２人、精神障害は６９，０７２人となっています。

また、平成２５年度の障害者総合支援法の施行やその後の改正などにより、障害福祉サービスへの多様化するニーズに対して、よりきめ細やかな対応や支援の拡充が求められています。

このことから、障害福祉サービスの必要量は今後さらなる増加が見込まれており、それを支える障害福祉人材の確保が必要となっています。



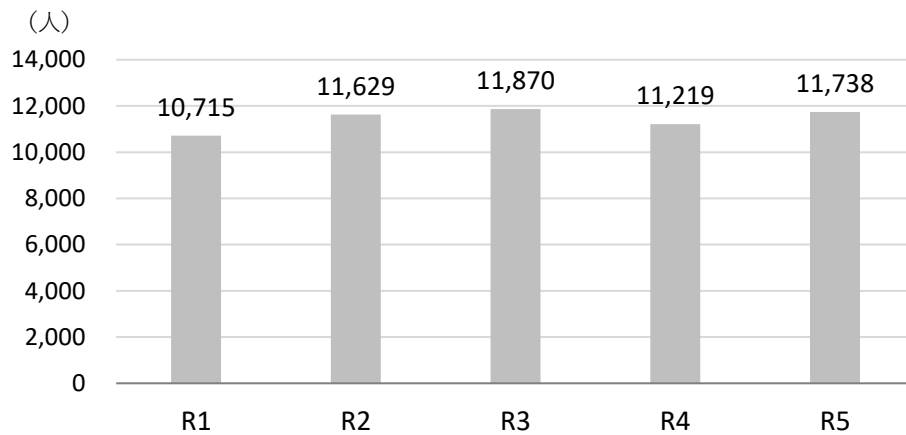
（資料）千葉県障害者福祉推進課

○ 児童福祉

本県の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、令和3年度に過去最多の11,870件となるなど、毎年1万件を超えています。

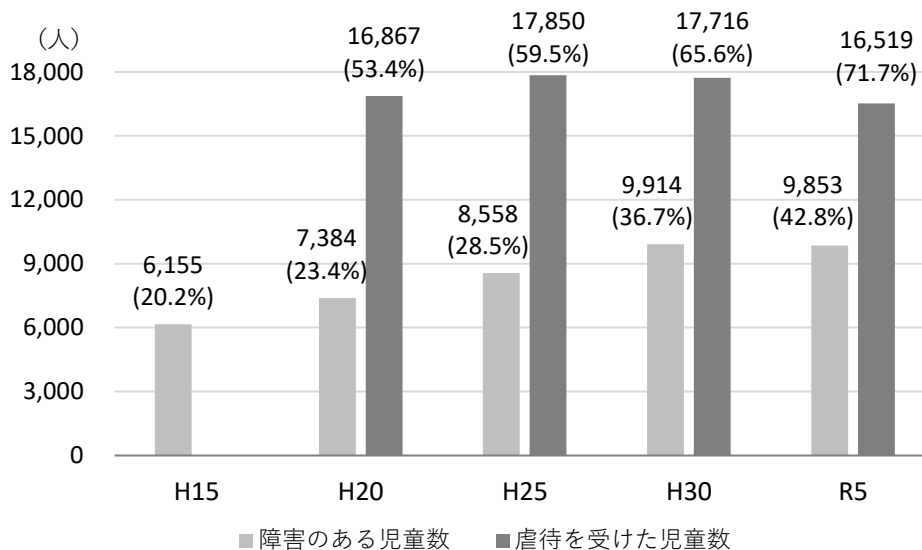
また、児童養護施設における、虐待を受けた児童や障害のある児童の割合の増加等、児童の抱える問題が複雑・多様化しており、児童の支援において、高い専門性を有する人材の確保が求められています。

図2-2-5 児童相談所における相談対応件数（千葉県・市）



(資料) 児童家庭課

図2-2-6 児童養護施設における被虐待経験・障害のある児童数（全国）



(資料) 厚生労働省・こども家庭庁「児童養護施設入所児童等調査」

(注) 平成15年の虐待を受けた児童数は統計なし

Ⅲ 本方針の目指す方向性

福祉・介護サービスについては、今後、高齢・障害・児童のいずれの分野においても、支援を要する方の増加に応じたサービス量の増加とともに、支援を要する方の実情に応じた多様なニーズに対するきめ細やかな対応が求められています。

その一方、少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口が減少し、労働力の確保が一層困難になることが予測されます。

このため、本方針においては、

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ① 福祉・介護分野への就業を促進するための | 人材の確保 |
| ② 福祉・介護関係の資格取得や職員のキャリアアップ等を支援する | 人材の育成 |
| ③ 福祉・介護従事者が長く働き続けられるよう、働きやすい環境整備を行う | 人材の定着 |

の3つの柱に基づき、福祉・介護人材の確保・定着に向け、総合的な取組を進めていきます。

こうした取組により、今後、将来にわたり、必要とされる福祉・介護サービスが安定的に提供されるよう、これを支える福祉・介護人材の確保を図っていきます。

IV 取組方針

1 人材の確保

(凡例)

- | | |
|---|----------------|
| 介 | … 介護人材に係る取組み |
| 障 | … 障害福祉人材に係る取組み |
| 児 | … 児童福祉人材に係る取組み |

福祉・介護サービスを担う人材を確保するためには、まず、**現在、福祉・介護の仕事についていない方々の新規就業を進めることが必要です。**

このため、**福祉・介護職に関する理解の促進や福祉教育の充実**を図るとともに、若年層をはじめ、主婦層やシニア層、潜在的有資格者など、さまざまな層を対象に、**新規参入を促進するためのきっかけづくりやマッチング支援等**を行います。

また、近年の国における制度改正なども踏まえ、**外国人介護人材の活用促進**に向けた取組を強化します。

(1) 福祉・介護職に関する理解の促進

福祉の仕事に対する十分な理解が得られていないことが、人材の参入を阻む一つの要因になっていることから、**福祉・介護職のやりがい・魅力を情報発信**することにより、一般県民の**福祉・介護職に対する理解促進**を図ります。

また、学生が進路を考えるにあたり、福祉・介護職を有力な選択肢として考慮してもらえるよう、進路指導担当などの教員や保護者を含む**学校への働きかけを強化**するとともに、**高校の福祉系学科・コースの充実**を図ります。

さらに、小学生や中学生の時期から福祉に興味を持ってもらえるよう、体験授業や「**介護の未来案内人**」による講座、施設での交流など、継続した取り組みの促進を図ります。

○介護人材就業促進事業

介

(健康福祉指導課)

小学生から大学生、一般の方を対象に、介護の仕事の魅力を伝えるための介護体験やセミナー等を実施する介護福祉士養成施設や事業者等を支援します。

○「介護の未来案内人」事業

介

(健康福祉指導課)

知事から委嘱を受けた介護職員が小・中・高等学校や日本語学校を訪問して介護職の魅力ややりがいを学生に紹介するとともに、福祉関係イベントへの参加を通じて就業促進につなげていきます。

○福祉人材センター **介 障 児** (健康福祉指導課)

社会福祉法第94条に基づき、福祉・介護分野における無料職業紹介や広報・啓発、就職説明会等を実施する福祉人材センターの運営体制を強化します。

○福祉人材の確保に向けた広報・啓発 **介 障 児** (健康福祉指導課)

福祉人材センターにおいて、ポスターや各種啓発用パンフレットの作成・配付やSNS等のメディアを活用し、福祉人材確保に向けた広報・啓発を行います。

○障害福祉のしごと魅力発信事業 **障** (障害福祉事業課)

障害福祉分野の人材確保を図るため、大学生等を対象とした就業体験やセミナーの開催、SNSを活用した魅力の発信など、新規就業を促進する取組を行います。

○福祉教育推進校の指定 **介 障 児** (健康福祉指導課)

学校や地域を通じて体系的・継続的に福祉教育を推進するために、引き続き福祉教育推進校の指定を行います。

○福祉教育拠点校を中心とした福祉教育の充実 **介 障 児** (教育政策課)

福祉教育拠点校の松戸向陽高校を中心に、県内福祉教育関係高校と大学、専門学校、福祉関係団体等が参加する「ふくしコンソーシアムちば」(千葉県福祉関係高校人材育成支援チーム)を設置し、高等教育機関や福祉関連施設・団体、行政との連携や小学校・中学校・特別支援学校のキャリア教育支援、福祉教育関係高校での実践に係る広報等、福祉教育の充実を図ります。

○県立高校における福祉関係のコース等の学びの充実 **介 障 児** (教育政策課)

地域や時代のニーズ、地域バランス等を踏まえ、生徒の地元への就職や地域の活性化等を考慮し、福祉関係のコース等の学びの充実を図ります。

ポイント① 福祉人材センター

社会福祉法に基づき、各都道府県に1か所ずつ設置されるもので、千葉県は社会福祉法人千葉県社会福祉協議会に運営を委託しています。

【主な業務】

- ・ 福祉・介護の仕事に関する広報・啓発
- ・ 福祉・介護分野における無料職業紹介や就職説明会、職場体験等による就業援助
- ・ 経営者等を対象とする人材確保・定着に係る研修・相談支援

(2) 多様な人材の参入促進

次世代を担う学生などの若年層のほか、福祉の仕事に馴染みのない主婦や高齢者等、多様な人材の福祉分野への参入を促進するため、**研修や職場体験によるきっかけづくり**、福祉・介護分野への就労希望者や関心を持つ未経験者を実際の就労に繋げるための**マッチング支援**等、裾野を広げる取組を進めていきます。

また、福祉・介護職の離職者や有資格者の復職支援を行います。

○「介護に関する入門的研修」事業

介

(健康福祉指導課)

介護未経験者に対し、研修や職場体験、介護事業所へのマッチング支援を実施することにより、介護分野への参入のきっかけを作り、介護業務に多様な人材の参入促進を図ります。

○就業促進のための研修支援事業（実務者・初任者研修）

介

(健康福祉指導課)

介護分野への就業希望者等に対して、介護福祉士実務者研修や介護職員初任者研修等を実施又は研修受講費用の助成を行う市町村を支援します。

○潜在有資格者等再就業促進事業

介

(健康福祉指導課)

介護福祉士等の潜在有資格者の介護分野への再就職が進むよう、介護サービスの知識や技術等を再確認するための研修を実施する事業者等を支援します。

○介護人材マッチング機能強化事業

介

(健康福祉指導課)

介護人材と施設のマッチングを目的とした合同面接会や採用後のフォローアップ相談等を実施する市町村と事業者を支援します。

○介護人材バンク事業

介

(健康福祉指導課)

職業安定法第29条に基づく無料職業紹介事業を介護分野において実施する市町村を支援します。

○福祉・介護人材マッチング機能強化事業

介

障

児

(健康福祉指導課)

福祉人材センターにおいて、地域ごとに合同面接会等を実施する事業者等を支援します。また、同センターにキャリア支援専門員等を配置し、就職相談や就職説明会等を行います。

○福祉のしごと就職フェア等の開催



(健康福祉指導課)

福祉人材センターにおいて、福祉施設・事業所等に就職を希望する学生や福祉に関心のある方を対象に面談等を行う「福祉のしごと就職フェア」等を開催します。イベントの内容や広報周知については、民間企業で実施しているイベントの事例等も踏まえ、より効果的なものとなるよう検討していきます。

○福祉のしごとセミナー等の講習会の開催



(健康福祉指導課)

福祉人材センターにおいて、福祉施設に就職を希望する方を対象に資質向上と就労意欲の向上等を目的とした「福祉のしごとセミナー」や「就職ガイダンス」等を実施します。

○福祉人材バンク事業（福祉人材無料職業紹介事業）



(健康福祉指導課)

福祉人材センターにおいて、求職者に対する相談・紹介、求人からのリクエストに対する連絡調整等を行う福祉人材無料職業紹介事業を実施します。

○介護人材の復職支援



(健康福祉指導課)

福祉人材センターにおいて、離職者情報の把握や効果的な復職支援を行うための届出システムを運用し、介護人材の復職支援を行います。

○職場体験事業



(健康福祉指導課)

福祉人材センターにおいて、他分野からの離職者等が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るために、職場体験を行う機会を提供し、就労への意欲を喚起します。

○千葉県ジョブサポートセンター事業



(雇用労働課)

女性や中高年齢者を対象に、ハローワークと連携して、生活就労相談や再就職支援セミナー、求職者と企業との交流会、各種情報提供などの再就職及び定着支援を行います。

○ジョブカフェちば事業



(雇用労働課)

中小企業の人材確保と若者の正社員としての就労を促進するため、各種就職支援セミナーや個別相談、若者と企業の交流イベントなどの総合的な就労支援を行います。

○ちば地域若者サポートステーション事業



(雇用労働課)

働くことに悩みを抱えている若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるスキルアップ、協力企業での職場体験などにより、就労に向けた支援を行います。

○期待しています！シニア人材事業 介 (健康福祉指導課)

50歳以上の方を対象とした介護職員初任者研修や職場体験の実施、介護事業所とのマッチング支援等を行うことにより、シニア世代の就職支援を実施します。

○高齢者を対象とする介護研修の実施 介 (高齢者福祉課)

千葉県老人クラブ連合会と県が共催で、老人クラブ会員を対象に、簡単な身体介護や介護知識の研修を実施し、会員が地域の担い手として、介護予防や相互の生活支援活動を行えるように支援します。

○児童養護施設等体制強化事業 児 (児童家庭課)

児童指導員等を目指す者を、児童指導員等の補助を行う職員として雇用する施設に対し補助します。また、児童指導員等の夜間業務等の負担軽減を図るための職員を雇用した施設に対して補助します。

○シルバー人材センター等の活用による施設等就労の促進 介 障 児 (雇用労働課・千葉労働局)

シルバー人材センター等を活用することにより、健康で働く意欲のある高齢者が介護の現場等に参加する機会を促進します。また、施設等におけるパートタイマー等により高齢者が介護の現場等で働く機会を促進します。

○国への働きかけ（支援策の提示・財源確保） 障 (障害福祉事業課)

福祉人材の確保については、その財源として地域医療介護総合確保基金が設けられているところですが、その性質上、障害福祉サービス分野のみを対象とする事業は基金の対象とならないことから、国に対し総合的・体系的な支援策の提示と必要な財源の確保について働きかけを行います。

国（千葉労働局・公共職業安定所）の取組

○介護就職デイの実施

介

（千葉労働局・公共職業安定所）

介護分野の就職説明会や就職に関するセミナーなどを行う「介護就職デイ」の活用を図ります。

○ハローワーク求人情報のオンライン提供

介

障

児

（千葉労働局・公共職業安定所）

ハローワークが保有する求人情報を民間職業紹介事業者、職業紹介事業を行う地方自治体や学校などを対象にオンラインで提供するサービスにより、求人・求職のマッチング機能の強化を図ります。

○シルバー人材センター等の活用による施設等就労の促進【再掲】

介

障

児

（千葉労働局・雇用労働課）

シルバー人材センター等を活用することにより、健康で働く意欲のある高齢者が介護の現場等に参加する機会を促進します。また、施設等におけるパートタイマー等により高齢者が介護の現場等で働く機会を促進します。

○人材確保対策推進事業

介

（千葉労働局・公共職業安定所）

県内4か所のハローワーク（千葉・松戸・船橋・成田）内に設置されている人材サービスコーナーを中心に、福祉分野について、求職者に対する就職支援や求人者に対する求人充足サービスの提供など、人材確保に向けたマッチング支援を行います。

(3) 外国人介護人材の活用

国における制度拡充等の動きや「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の制定、「千葉県外国人活躍・多文化共生推進プラン」の策定を踏まえ、**外国人介護人材の就業促進や定着**に向けた取組を積極的に実施していきます。

また、施設・事業所では、外国人介護人材の受入機運が高まりつつある一方で、受入れ制度・雇用手続きの把握、受入れ体制の整備に係る負担や日本語でのコミュニケーションに対する不安などから、受入れに慎重な施設等も多いため、留学生の受入れの推進とともに、**受入れ制度についての理解促進や日本語学習支援等**の施策に取り組んでいます。

○千葉県留学生受入プログラム 介

(健康福祉指導課)

県内で介護職員として就労を目指す留学生を受け入れる介護施設等を支援するため、留学生と介護施設等とのマッチングを行うとともに、施設が負担した学費及び県内の居住費の一部について補助します。

○外国人介護人材支援センター 介

(健康福祉指導課)

県内の介護施設で働く外国人介護職員や留学生、外国人介護人材を雇用する事業所等からの相談に、日本語、英語、ベトナム語及びネパール語で対応するほか、雇用を検討している事業者等を対象とした制度説明会や研修会、外国人介護職員の交流会等を実施します。

○介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業 介

(健康福祉指導課)

介護職種の外国人技能実習生の受入れを行う法人等に対し、技能実習生が介護技術等を習得する上で必要となる日本語学習に係る経費を補助します。

○外国人介護福祉士候補者（EPA）受入施設学習支援事業 介

(健康福祉指導課)

経済連携協定に基づき外国人介護福祉士候補者を受け入れている施設が行う日本語教育等に係る経費を補助します。

ポイント② 外国人介護人材支援センター

外国人介護職員の就業促進や定着に向けた取組を、他の人材確保対策と一体的に実施するため、県社会福祉協議会に運営を委託し、福祉人材センターに併設しています。

2 人材の育成

福祉サービスのニーズは、多様化・高度化しており、利用者の求めるニーズに適切に対応していくためには、**専門的知識・技能の習得**が必要となります。

また、経験・能力に応じたキャリアラダー（※）を確立し、人材の育成を行うことにより、**キャリアビジョンの明確化や専門性の向上**に伴う処遇の向上が図られ、職員の継続的な就労にも繋がっていきます。

そのため、**福祉・介護関係資格の取得を支援**するとともに、既に福祉・介護職に就いている方に対する**各種のスキルアップ等の支援**を行い、職員の知識・技能の向上に向けた取組を進めていきます。

（※）「キャリアラダー」…英語の「キャリア（職業）」と「ラダー（はしご）」を組み合わせた造語で、キャリアアップのためのはしごを意味します。

（１）福祉・介護関係の資格取得支援

福祉・介護の現場において中核的な役割を担う**介護福祉士等を養成・確保**するとともに、専門性を高めることにより処遇の向上等が図られるよう、**資格取得に必要な研修費用等について支援**を行います。

○介護福祉士修学資金等貸付事業

介 障 児

（健康福祉指導課）

若い人材の福祉・介護分野への就業を促進するために入学準備金や学費などの修学資金や離職した介護職員の再就職に関する準備金の貸付を行います。

○就業促進のための研修支援事業（実務者・初任者研修）【再掲】

介

（健康福祉指導課）

介護分野への就業希望者等に対して、介護福祉士実務者研修や介護職員初任者研修等を実施又は研修受講費用の助成を行う市町村を支援します。

○実務者研修代替職員確保事業

介

（健康福祉指導課）

介護現場に従事する者が、介護福祉士国家試験の受験要件となる実務者研修を受講する際に、事業者が従事者の代替職員を確保するための費用を補助します。

○離職者等再就職訓練事業の活用

介

（産業人材課）

離職者等を対象とした再就職に必要な知識・技術を習得させる公共職業訓練を活用し、介護職員初任者研修コースを実施するなど福祉人材の育成を図ります。

(2) 福祉・介護職員のキャリアアップ等支援

利用者一人ひとりのニーズに対応した質の高い福祉サービスが提供されるよう、職員の知識・技能の向上を図るための研修等を行うとともに、キャリアラダー等を確立し職員のキャリアアップに向けた取組を実施する事業者を支援していきます。

○介護人材キャリアアップ研修支援事業

介

(健康福祉指導課)

福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、スキルアップ等を促進するための研修等を実施する事業者等を支援します。

○アセッサー講習受講支援事業

介

(健康福祉指導課)

介護能力評価制度「介護プロフェッショナル キャリア段位制度」における「アセッサー講習」を事業所の職員が受講する際に事業所が負担する受講料を助成します。

○喀痰吸引等研修受講費用助成事業

介

(健康福祉指導課)

介護職員等が痰の吸引や経管栄養といった行為（喀痰吸引等）を実施するために必要な喀痰吸引研修（1,2号）の受講費用を受講者に助成する市町村を支援します。

○喀痰吸引等指導者養成研修事業

介

(健康福祉指導課)

喀痰吸引等研修を実施する際の指導者を養成するため、看護師等を対象とした指導者養成講習を実施します。

○喀痰吸引等登録研修機関の整備

介 障

(健康福祉指導課)

喀痰吸引等研修を実施する研修機関が登録を受ける際に必要となる「たんの吸引装置」や「訓練器具」等の整備費用を補助します。

○認知症介護実践研修及びユニットケア研修等

介

(健康福祉指導課)

介護職員の資質向上を図るため認知症介護実践研修、認知症対応型サービス事業管理者研修及びユニットケア研修等を実施します。

○ホームヘルパーの資質向上を図る研修等の実施

介

(健康福祉指導課)

福祉関係団体において実施するホームヘルパーの知識や技術等の資質向上を図る研修や在宅福祉サービスの普及・拡充のための広報・啓発にかかる費用を補助します。

○福祉ふれあいプラザの運営 介 (高齢者福祉課)

「千葉県福祉ふれあいプラザ」において、専門的な介護知識や技術に関する研修等を開催し、介護専門職の資質向上を支援します。また、福祉機器展（福祉機器や介護ロボットの展示等）の開催等により、福祉・介護分野への関心と理解を促します。

○介護老人保健施設職員等研修 介 (高齢者福祉課)

介護老人保健施設職員等に看護・介護技術やリハビリテーションなど専門知識を習得する研修を行い、介護老人保健施設のサービスの質の確保・向上を図ります。

○介護支援専門員の資質向上 介 (高齢者福祉課)

医療・介護等の多様なサービスの一体的な提供や、医療職等との連携・協働による支援など、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを実践できる介護支援専門員が増えるよう、資質向上を図ります。

○主任介護支援専門員の資質向上 介 (高齢者福祉課)

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域課題の把握から社会資源の開発等の地域づくりや地域の介護支援専門員の人材育成等の役割を果たすことができる主任介護支援専門員が増えるよう、資質向上を図ります。

○認知症専門職における多職種協働研修事業 介 (高齢者福祉課)

医療、介護、福祉等の各専門職が認知症の知識を学び、多職種の業務に関して理解を深め、連携及び協働を促進できる研修を実施します。

○高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修 介 (高齢者福祉課)

虐待防止や身体拘束廃止の推進等、高齢者の権利擁護のための取り組みを推進するため、高齢者介護の実務者、その指導的立場及び管理者にある者に対し研修を実施します。

○主任相談支援専門員研修 障 (障害福祉事業課)

基幹相談支援センター等において地域の相談支援に関する指導者的な役割を担うことができる人材を養成する研修を実施し、相談支援体制の充実を図ります。

○相談支援従事者等専門コース別研修 障 (障害福祉事業課)

障害を持つ人やその家族の相談に応じる相談支援従事者、市町村職員等に法定研修以外のスキルアップ研修などを実施し、相談支援体制の適正な質の確保を図ります。

○強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業

障

(障害福祉事業課)

県内の知的障害者支援施設等における強度行動障害のある方に対する支援を適切に実施するため、支援に携わる職員を対象として、専門性の高い講師による実地指導を中心とした研修を実施します。

○児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

児

(児童家庭課)

児童養護施設、乳児院等において、子どもたちの養育に携わる職員の資質向上のための研修に係る費用を補助します。

○DV・児童虐待相談担当職員研修

児

(児童家庭課)

DV・児童虐待について、市町村、児童相談所、児童福祉施設等の職員を対象に研修を行うことにより、ケースへの対応技術の向上を図ります。

○基幹的職員研修

児

(児童家庭課)

児童養護施設等で自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員を養成する研修を実施します。

国（千葉労働局）の取組

○キャリア形成促進助成

介

障

児

(千葉労働局)

事業主が雇用する労働者に対して、職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金等を助成する人材開発支援助成金の活用を図ります。

3 人材の定着

生産年齢人口が減少し、労働力の確保が今後一層困難になることが見込まれる中、福祉・介護の職に就いた方が、職務に誇りとやりがいを持ち、長く働き続けられるようにすること、また、限られた人的資源を最適に活用することが必要です。

このため、福祉・介護現場における業務改善や働きやすい環境整備、職員の処遇改善と、それを支える事業者の経営改善のため取組を進めていきます。

(1) 福祉・介護現場における業務改善

業務が多岐にわたる福祉・介護現場においては、限られた人的資源を最適に活用するために業務改善を行う必要があります。そのため、**介護福祉士等の専門職が担うべき業務（利用者ケア等）**とその他の周辺業務を適切に切り分けて役割分担を明確化するほか、**介護ロボットやICT、IoTを有効に活用するなどの業務改善に係る事業者の取組を支援**していきます。

○介護業務効率アップセンターの設置

介

（高齢者福祉課）

介護現場の業務改善の推進に向け、介護事業者を対象として、業務仕分けや介護ロボット・ICTの導入などの業務改善の取組をサポートするワンストップ窓口を設置します。

○千葉県介護現場革新会議

介

（高齢者福祉課）

介護現場における業務改善の取組を推進することを目的とし、関係団体が分野を越えた交流により課題解決に向けた知恵を出し合い、協力して改善策を検討するとともに、業務改善の支援策について広く周知するため必要な情報を共有するための会議を開催します。

○介護テクノロジー一定着支援事業

介

（高齢者福祉課）

介護職員の業務負担軽減や職場環境の改善を推進するため、介護事業者の介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジー導入経費の一部を補助します。

○介護現場の文書負担軽減に向けた取組

介

（高齢者福祉課）

指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の使用を促進します。

○障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業 障 (障害福祉事業課)

障害者支援施設等における業務負担軽減や業務効率化の取組を推進するため、介護ロボットやＩＣＴ等導入に係る経費の一部を補助します。

○地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業 障 (障害福祉事業課)

障害児支援分野における業務負担軽減や業務効率化の取組を推進するため、ＩＣＴ導入に係る経費の一部を補助します。

(2) 福祉・介護現場における働きやすい環境整備

結婚・出産・子育てなど福祉・介護職員のワークライフバランスや心身の健康への配慮等、働きやすい環境整備に係る取組に対する支援を行っていきます。

また、介護職員の離職理由の多くを占める職場の人間関係の問題や、ハラスメント等による離職を防ぐための管理者向け労務研修や相談支援を実施するとともに、ハラスメント防止に係る取組への支援を行っていきます。

○介護事業所内保育施設運営支援事業 介 (健康福祉指導課)

介護事業所内における保育施設の運営（複数の介護事業所による共同施設を含む）のための経費を助成する市町村を支援します。

○メンタルヘルスサポート事業 介 障 児 (健康福祉指導課)

福祉人材センターに相談支援アドバイザーを配置し、就労間もない介護職員等の人間関係や業務上の悩みに関する相談に対応するとともに、新任職員向けセミナーを実施します。

また、職場内でのハラスメントなどによる離職を防ぐため、管理者向けの労務研修や人材定着に係る相談支援を実施します。

○介護支援専門員研修受講料補助 介 (高齢者福祉課)

更なる高齢化の進展に対応し、介護支援専門員等を継続的に確保していくため、資格更新の際に必要な研修受講料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

○ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくり 介 (高齢者福祉課)

介護サービス事業者が行う職場におけるハラスメント防止のための方針の明確化等の措置に対する支援を行うとともに、介護事業所・介護施設の管理者等を対象に、利用者や家族等からのカスタマーハラスメントへの対応に関する法律相談の窓口を設置します。

○児童養護施設等体制強化事業【再掲】 児 (児童家庭課)

児童指導員等を目指す者を、児童指導員等の補助を行う職員として雇用する施設に対し補助します。また、児童指導員等の夜間業務等の負担軽減を図るための職員を雇用した施設に対して補助します。

(3) 福祉・介護職員の処遇改善・事業者の経営改善

職員の処遇改善について国へ要望していくほか、赤字法人割合が増加傾向にある社会福祉法人等事業者の経営安定化を支援することにより、福祉・介護現場の環境整備を下支えしていきます。

○国への働きかけ（処遇改善）

介 障

（高齢者福祉課・障害福祉事業課）

介護報酬及び障害福祉サービス等報酬におけるさらなる処遇改善について、関係者の要望等を踏まえ、必要に応じて国への働きかけを行います。

○民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助

介 障 児

（健康福祉指導課）

民間の社会福祉施設等の待遇改善の一環として、社会福祉施設職員等退職手当共済法等に基づき、社会福祉施設等*職員の退職手当の支給に要する費用の一部を補助します。

※主な対象施設等

児童福祉に係る施設等：乳児院、保育所、児童養護施設等

老人福祉に係る施設等：養護老人ホーム、軽費老人ホーム

（介護保険法に基づく指定に係るものを除く）

身体障害者福祉に係る施設等：身体障害者福祉センターの中の地域活動支援センターの事業に相当する事業等

○社会福祉施設経営相談

介 障 児

（健康福祉指導課）

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会・千葉県社会福祉法人経営者協議会において、施設経営や労務管理、会計処理、利用者処遇等、社会福祉施設の運営全般の相談に対応します。

○チャレンジ企業支援センターによる経営相談

介 障 児

（経営支援課）

県内中小企業者等の、経営・金融・労務・法律など、経営に関する様々な相談にワンストップで応じるとともに、必要に応じて専門家を派遣し助言・指導を行うなど、課題解決の支援をします。

○社会福祉法人等事業者の協働化等のための取組促進

介 障 児

（健康福祉指導課）

社会福祉連携推進法人制度の活用促進など、好事例の横展開を図る等の情報提供を行います。

○民間老人福祉施設職員設置費補助事業

介

(高齢者福祉課)

養護老人ホーム等における入所者の処遇の向上を図るため、条例で定める基準を上回って介護職員等を雇用した場合に、その雇用に係る経費の一部を補助します。

○千葉県高齢者福祉施設協会活動促進事業

介

(高齢者福祉課)

老人福祉施設の健全な発展を図ることを目的として、協会が実施する施設運営指導事業及び研修事業等に対して経費を補助します。

○民間障害児入所施設等職員待遇改善事業

障

(障害福祉事業課)

民間心身障害児施設職員の待遇改善及び入所者の処遇の向上を図るため、国の定める職員設置基準を上回って指導員、介護職員、保育士等を雇用した場合にその経費を補助します。

○障害者グループホーム運営費補助事業

障

(障害福祉事業課)

障害者の地域生活への移行を促進するとともに、入居者の処遇向上、グループホームの運営の安定化及び人材確保に資するため、グループホームの運営に要する経費を助成する市町村を支援します。

○民間児童福祉施設職員待遇改善事業

児

(児童家庭課)

民間の児童養護施設や乳児院等において、国の定める職員配置基準を超えて職員を雇用している場合、その雇用に係る経費に対して補助します。

国(千葉労働局)の取組

○各種助成金等の活用による事業者の人材確保・定着の取組を促進

介

障

児

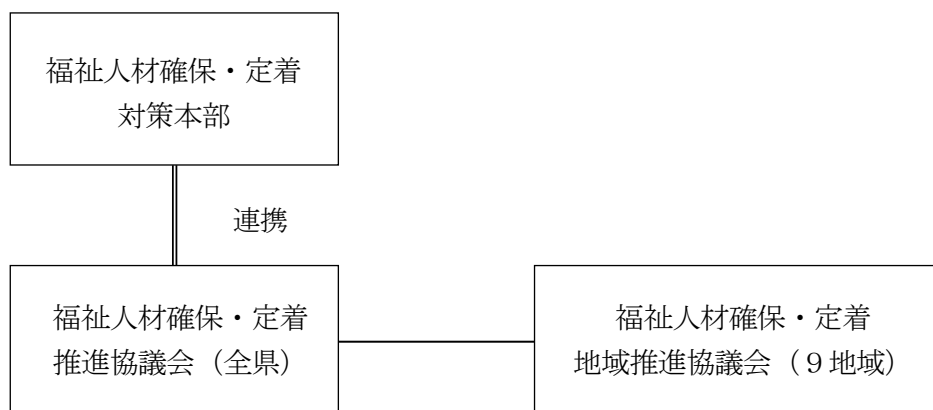
(千葉労働局)

キャリアアップ助成金等の助成金を活用するなど、事業者が行う介護職員等の資質の向上と定着、賃金制度の整備、職場環境の処遇改善など人材確保・定着のための取組を促進します。

V 方針の推進体制

本方針に基づき、福祉・介護人材の確保・定着に係る取組を着実に推進していくため、県庁内の対策本部及び県内関係団体等で構成される協議会を設置し、対策に取り組んでいきます。

＜組織図＞



1 千葉県福祉人材確保・定着対策本部（庁内組織）

本県における福祉・介護人材の確保・定着に向けた総合的な対策を講じるため、庁内に対策本部を設置し、部局横断的な取組を進めていきます。

＜構成員＞

- ・本部長 知事
- ・副本部長 副知事
- ・本部員 健康福祉部長・商工労働部長・教育庁企画管理部長・教育振興部長
健康福祉部次長
- ・委員 健康福祉部各課長（健康福祉政策課・健康福祉指導課・児童家庭課・
高齢者福祉課・障害者福祉推進課・障害福祉事業課）
商工労働部各課長（雇用労働課・産業人材課）
教育庁企画管理部教育政策課長・教育振興部学習指導課長

2 千葉県福祉人材確保・定着推進協議会（全県組織）

福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を効果的に実施するためには、県内の関係団体等との連携・協働が不可欠であることから、全県単位の協議会を設置し、取組を進めていきます。

<構成員>

- ・千葉県社会福祉協議会
- ・千葉県知的障害者福祉協会
- ・千葉県精神障害者自立支援事業協会
- ・千葉県児童福祉施設協議会
- ・千葉県老人保健施設協会
- ・千葉県在宅サービス事業者協会
- ・千葉県高等学校教育研究会福祉教育部会
- ・千葉県介護福祉士会
- ・千葉県ホームヘルパー協議会
- ・千葉労働局
- ・ジョブカフェちば
- ・商工労働部雇用労働課
- ・教育庁教育振興部学習指導課
- ・千葉県社会福祉法人経営者協議会
- ・千葉県身体障害者施設協議会
- ・千葉県障害者グループホーム等連絡協議会
- ・千葉県高齢者福祉施設協会
- ・ちば地域密着ケア協議会
- ・千葉県介護福祉士養成校連絡協議会
- ・千葉県社会福祉士会
- ・千葉県介護支援専門員協議会
- ・介護労働安定センター千葉支部
- ・千葉公共職業安定所
- ・健康福祉部
- ・商工労働部産業人材課

3 千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会（9地域）

少子高齢化の状況や福祉・介護人材の状況、対策を担う地域資源の状況は地域ごとに異なることから、県内各地域の実情に応じた具体的な対策に取り組むため、県内を9地域に分け、地域単位の推進協議会を設置します。

地域名	市町村名
千葉地域	千葉市
東葛南部地域	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市
東葛北部地域	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
印旛地域	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取・海匝地域	香取市、神崎町、多古町、東庄町 銚子市、旭市、匝瑳市
山武・長生・夷隅地域	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町 茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町 勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房地域	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津地域	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原地域	市原市